

江戸川区予定価格の公表等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区が発注する工事（設計等委託を含む。）又は製造（物品の製造は除く。）の入札の実施において、予定価格の公表を行う場合の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、予定価格とは、消費税及び地方消費税を含まないものとする。ただし、これにより難い場合は、消費税及び地方消費税を含むものとし、その旨を表示するものとする。

(予定価格の公表)

第3条 制限付一般競争入札及び社会的要請型総合評価一般競争入札による場合は、予定価格を公告により公表する。

2 江戸川区公共工事等の事前公表及び希望制度実施要領（平成11年9月20日施行）第2条の希望制度を取り入れた指名競争入札による場合は、予定価格を工事等発注票により公表する。

3 第1条に定める工事（設計等委託を含む。）又は製造（物品の製造は除く。）以外の契約のために実施する入札の場合は、予定価格を公表しない。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が定める。

(改正経過) H13・5・1
H14・4・1
H19・4・1
H24・4・1
H27・4・1
H30・4・1
H30・5・14